# 一般社団法人グローバル・コンパクト・ネットワーク・ジャパン 会費規程

第1条（目的）
本規程は、一般社団法人グローバル・コンパク・ネットワークト・ジャパン(以下、GCNJという)の定款第7条に基づき、当法人の入会金および会費に関する重要な事項を定める。

第2条（入会金）
会員の入会金は不要とする。

第3条（会費の使途と徴収）
会費は、GCNJと国連GCの運営費用、事務所、その他経費等の分担金とする。 なお、国連GC分も、GCNJで年会費として一括徴収し、国連GCに分配する方式を取る。

2.正会員の年会費は、次に定める通りとする。
(1) 企業の一般会員の年会費は、次の通りとする。

| 売上高(ドル) | 年会費 |
|---|---|
| ≧30ｂ | 186 万円 |
| $10ｂ－30ｂ | 155 万円 |
| $5ｂ－10ｂ | 124 万円 |
| $1ｂ－5ｂ | 93 万円 |
| $500ｍ－1ｂ | 47 万円 |
| $250ｍ－500ｍ | 31 万円 |
| $50ｍ－250ｍ | 16 万円 |
| $25ｍ－50ｍ | 14 万円 |
| <$25ｍ | 10 万円 |

(2) 親会社が国連GCに署名している子会社（日本法人）が、単独で加入する場合の年会費は（1）に従い、親会社を通じて加入する場合の一般会員の年会費は10万円／1口として、売上げUS$50 m以上の企業は20万円、US$50 m未満の企業は10万円とする。

(3) 企業以外の法人ならびに地方公共団体等の一般会員の年会費は、10万円とする。

(4) 年度途中に加入した場合の一般会員の年会費は、次に定めるとおりとする。売上げUS$50m以上の企業は2

口、US$50m未満の企業は1口として、企業以外の法人・地方公共団体等は1口とする。
① 1月加入:1口5万円
② 2月加入:1口2万円
③ 3月加入:1口1万円

3.賛助会員の年会費は、次に定める通りとする。
(1)企業:1口5万円とし、1口以上とする。
(2)非営利団体:1口3万円とし、1口以上とする。
(3)一般個人:1口1万円とし、1口以上とする。
(4)学生:1口5千円とし、1口以上とする。

第4条（会費の納入）
会員は、前条に規定する会費を別途制定する細則に従い、当該年度8月31日までに1年分を納入する。
2.入会の申し込みをした主体は、当法人の会員規程第5条に定める入会承認後、速やかに当該年度の会費を納入する。
3.会費未履行の義務は退会をもって免れることはできない。

第5条（会費の確定）
企業会員は、年会費算定のため毎年5月末までに、直近の会計年度における年間売上高データに基づき、GCNJと国連GCの会員管理システムの入力情報を更新する。新たに入会する場合は、入会時にすみやかに入力する。為替レート換算については、それぞれの決算時または、データ更新時のものを用いてよいものとする。

第6条（本規程の施行）
本規程は、2023 年 4 月 1 日より施行する。

第7条（本規程の改廃）
本規程の修正および廃案は、理事会において決定する。

附表(1)

| 売上高(ドル) | 年会費 |
|---|---|
| ≧30ｂ | US$30,000 |
| $10ｂ－30ｂ | US$25,000 |
| $5ｂ－10ｂ | US$20,000 |

| | |
|---|---|
| $1ｂ－5ｂ | US$15,000 |
| $500ｍ－1ｂ | US$7,500 |
| $250ｍ－500ｍ | US$5,000 |
| $50ｍ－250ｍ | US$2,500 |
| $25ｍ－50ｍ | LN 会費を適用 |
| <$25ｍ | LN 会費を適用 |

附表(1)は、国連 GC の公開している年会費表である。その US$金額を、国連 GC と合意した計算方法に基づく為替レートによって円換算し、半額としたものが、次年度における 2(1)の年会費算出基準である。以降同様に算出するが、前年からのレート変動が 10%未満の場合は、前年と同じ会費金額となる。半額措置は、2023 年、2024 年の年会費に対して行われる。

2022年12月13日改定
2023年 4月1日施行
2024年 6月19日改定